

## 入札監理小委員会の審議結果報告 「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」

### 1. 事業概要

国土交通省、内閣府の標記業務は、公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定され、市場化テストの実施要項審議は 10 回目（業務量等を勘案し、事務所毎に単年～3 年の契約）

### 2. 事業の評価を踏まえた対応について

#### （1）本事業の評価の方向性について

##### 【委員からの御指摘】

建設弘済会の事業譲渡完了後（令和 3 年度）に開催される評価審議の際に、本事業の評価の方向性について判断することが可能となるよう、これまで市場化テストを実施してきた効果について整理をされたい。

##### 【対応】

平成 22 年の受注業者数に対し、平成 23 年以降に新たに受注された業者数を令和 3 年度以降の評価審議時に報告できるよう進めていく。

##### ＜作業スケジュール＞

令和 2 年 7 月頃 令和 3 年度の評価審議に向けてとりまとめを進めていく方針を確認

令和 3 年 7 月以降 評価審議にて最終的な数値を報告

#### （2）資格要件の緩和

実施要項の改善にあたり、入札参加可能企業等を対象とした資格要件等に関するアンケートを実施。

##### 【意見】

- ・施設の機能を点検する業務内容のものは、施工実績を有する者の知識が生かされるものがあるため、管理技術者には工事实績も評価の対象としてほしい
- ・実績のある技術者が高齢化、不足することが予想され、ある程度の工事経験等がある「類似業務」の参加要件などの方策が必要だと考える

##### 【対応】

配置予定管理技術者の資格要件に関して、類似業務を要件緩和（資料 4 - 2 - 1 : 15/68 頁等）

（積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務、ダム管理支援業務）

現状	変更点
(2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務 ・ ・ 2) 類似業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等・・・ 土木工事における監理技術者の業務	(2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務 ・ ・ 2) 類似業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等・・・ 土木工事における監理技術者及び主任技術者の業務

### 3. その他の修正変更について

- (1) 財務省本省通知（入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないことを確認する通知）の改訂に伴う修正。（用語の定義付けや法律の明記等）（4-2-1：11/68 頁等）
- (2) 時点修正等。

### 4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】地域精通度について、「同一事務所管内」に限定することは範囲が狭すぎであると思われる。特に道路については、隣接された地域程度であれば地形や自然環境の差異はそこまで大きくないのではないと思われる。地域精通度について「同一事務所管内」から「同一整備局」または「隣接地域」へ適用範囲を拡大する余地はないのか。

→ご指摘を踏まえて、発注者支援業務等の全業務の地域精通度に対する評価項目を改訂することとした。

ご指摘の内容にある「隣接地域」に関しては、「隣接する都道府県」という形で代替させていただき、地方整備局等の管内外において、「隣接する都道府県」の評価を追加することとしたい。（資料4-2-1：22/68 項等）

【論点2】実施要項案3-5. (4)「手持ち業務量」（資料4-2-1：15/68 頁等）については、国が民間の稼働率に関与するような条項となっているため、削除すべきである。

→「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき定められている「発注関係事務の運用に関する指針」において、『手持ち業務量に一定の制限を加えることなどの業務の品質確保に向けた施策を検討し、それらの実施に努める。』とされている。品質確保の観点から、管理技術者の手持ち業務量の制限については、引き続き実施したい。

### 5. 意見募集（パブリック・コメント）の結果について

令和元年10月1日から10月15日まで意見募集を行ったところ、62件の意見が寄せられ、指摘事項を踏まえて、実施要項の一部について修正した。